

品川区障害者介護給付費等支給審査会運営要綱

制定 平成 26 年 4 月 1 日区長決定 要綱第 120 号
改正 平成 27 年 3 月 31 日部長決定 要綱第 362 号
改正 令和 5 年 3 月 22 日部長決定 要綱第 47 号

(目的)

第 1 条 本運営要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 15 条に規定する品川区障害者介護給付費等支給審査会（以下「審査会」という）の運営について必要な事項を定め、審査会の適切な運営に資することを目的とする。

(審査会の委員の構成)

第 2 条 委員は、障害者の実情に通じた者のうちから障害保健福祉の学識経験を有する者であって、中立かつ公平な立場で審査が行うことができる者に委嘱する。

その際、次の各号に留意する。

- (1) 審査会における審査判定の公平性を確保するために、品川区職員は、原則として委員になることはできない。
ただし、委員の確保が難しい場合は、区職員であっても、障害保健福祉の学識経験者であり、かつ認定調査等の事務に直接従事していなければ、委員に委嘱することができるものとする。
- (2) 委員は、認定調査員として認定調査に従事することはできない。
ただし、他に適当な者がいない等のやむを得ない事情がある場合はこの限りではない。その場合であっても、委員が認定調査を行った対象者の審査判定については、当該委員が所属する合議体では行わない。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は 2 年とし、委員は再任することができる。

(審査会の会長等)

第 4 条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

審査会の会長は、会長に事故あるときにその職務を代行する委員をあらかじめ指名する。

(合議体の設置)

第 5 条 審査会は、委員のうちから会長が指名する者をもって構成する合議体を設置し、審査判定業務を取り扱うこととする。

(1) 合議体の委員の定数

合議体を構成する委員の定数は 5 人とする。

ただし、障害支援区分認定の更新に係る申請を対象とする場合や、委

員の確保が著しく困難な場合については、審査判定の質が維持されると区が判断した場合に限り、5人よりも少ない人数を定めることができる。なお、この場合であっても、少なくとも3人を下回って定めることはできない。

- (2) 特定分野の委員の確保が困難な場合にあっては、当該分野の委員を他の分野より多く合議体に所属させることとした上、定足数を満たすよう必要な人数が交代で出席することで、審査会を開催できるものとする。
- (3) 審査会に設置する合議体は、一定期間中は固定した構成とすることとするが、いずれの合議体にも所属しない無任所の委員をおいた上で、概ね3月以上の間隔において合議体に所属する委員を変更することができる。

(合議体の長の互選)

第6条 合議体に長を1人置き、当該合議体を構成する委員の互選によってこれを定める。

合議体の長が所属する合議体の会議に出席できないときは、当該合議体に所属する委員であって合議体の長があらかじめ指名するものがその職務を代理する。

(審査会の議決)

第7条 審査会(合議体を含む。以下同じ。)は、委員の過半数の出席がなければ、これを開き、議決することができない。

- (1) 審査会は、審査判定にあたり、できるだけ委員間の意見の調整を行い、合意を得るよう努める。
- (2) 審査会の議事は、会長(合議体にあつては合議体の長をいう。以下同じ。)を含む出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(審査会開催の準備)

第8条 事務局は、審査会開催に先立ち、当該開催日の審査会において審査及び判定を行う審査対象者をあらかじめ決めた上で、該当する審査対象者について、以下の資料を作成する。

- ① 認定調査結果等を用いて、区に設置された一次判定ソフトによって判定(以下「一次判定」という。)された結果
 - ② 認定調査票(特記事項)の写し、医師意見書の写し、概況調査票(サービス利用状況票)の写し
- これらの資料については、氏名、住所など個人を特定する情報について削除した上で、審査会にて配布する。

(審査判定)

第9条 審査会は、介護給付に係る申請を行った審査対象者について、「認定調査票（特記事項）」及び「医師意見書」に記載された内容に基づき、「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）に定める区分に該当することについて、審査及び判定を行う。

(1) 内容の確認精査

- ・認定調査の結果について、特記事項及び医師意見書の内容と比較検討し、明らかな矛盾がないか確認する。
- ・これらの内容に不整合があった場合には再調査を実施するか、必要に応じて医師及び認定調査員に照会した上で認定調査の結果の一部修正が必要と認められる場合には、一次判定で活用した項目の一部修正を行う。
- ・調査結果の一部修正を行う場合には、別紙1「一次判定で活用した項目を修正できないケース」を参照する。
- ・なお、再調査後の審査判定は、原則として前回と同一の審査会において審査判定を行うこととする。

(2) 一次判定結果の変更

- ・一次判定の結果（一次判定で活用した項目の一部を修正した場合には、一次判定用ソフトを用いて再度一次判定を行って得られた一次判定の結果）を原案として、特記事項、医師意見書の内容から、審査対象者に必要とされる支援の度合いが、一次判定の結果が示す区分等において必要とされる支援の度合いと比較し、より多い（少ない）支援を必要とするかどうか判断する。
- ・一次判定の結果を変更する場合には、障害支援区分基準時間の行為の区分毎の時間を参考に一次判定変更の妥当性を検証するとともに、別紙2「二次判定で変更できないケース」を参照する。

(認定の有効期間)

第10条 認定の有効期間は、原則3年間と定める。なお、以下の場合においては、有効期間の設定を審査会での意見を踏まえて検討する。

- ① 身体上または精神上的の障害の程度が6ヶ月～1年程度の間において変動しやすい状態にあると考えられる場合。
- ② その他、審査会が特に必要と認める場合。

(審査会が付する意見)

第11条 特に必要があると判断される場合については、訓練等給付等の有効な

サービス利用等に関し留意すべき事項について意見を付することができる。

なお、区は、訓練等給付等のサービス利用について審査会の意見が付された場合には、支給決定に当たって提示されたサービスの利用について十分留意することとする。

(その他)

第12条 審査及び判定に当たっての留意事項は以下の号のとおりとする。

(1) 概況調査票等の取り扱いについて

概況調査票（サービス利用状況票等を含む。）及び過去に用いた審査判定資料については、審査会が当該審査対象者の一般的な状態を把握するために参照することは差し支えないが、審査判定の際の直接的な資料としては用いない。（別紙1「一次判定で活用した項目を修正できないケース」及び、別紙2「二次判定で変更できないケース」参照）

(2) 委員が審査判定に加わることができない場合について

市町村は、審査判定を行う合議体に、審査対象者が入院もしくは入所し、又は障害福祉サービスを利用している施設等に所属する委員が含まれないように、審査判定を行う合議体の調整に努める。

審査対象者が入所等をしている施設等に所属する者が、当該合議体に委員として出席している場合には、当該審査対象者の審査及び判定に限って、当該委員は判定に加わることができない。

(3) 審査会への委員及び事務局職員以外の参加について

審査会は、審査判定に当たって、必要に応じて審査対象者及びその家族、医師、認定調査員及びその他の専門家の意見を聞くことができる。

(4) 審査会の公開について

審査会は、第三者に対して原則非公開とする。

(5) 審査会での審査判定に用いた資料の公開について

審査対象者本人から公開の申し出があった場合は、個人情報保護に関する法律等に基づき、判断する。

(6) 記録の保存について

審査判定に用いた記録の保存方法等については、品川区文書取り扱い規定による。

(7) 秘密保持について

委員は、審査判定にあたり審査対象者の身上および家族状況等に関して知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(支給決定案に対する意見)

第13条 品川区は、区の支給基準と乖離する支給決定案を作成した場合、その妥当性について審査会に意見を聞くことができる。審査会は、品川区から意見を求められた場合は、意見を述べることとする。

(委任)

第14条 この要綱の実施し、必要な事項については、別に福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

【別紙1】

一次判定で活用した項目を修正できないケース

以下の事項に基づいて一次判定で活用した項目の一部修正を行うことはできない。ただし、認定調査や医師意見書の記載時では得られなかった状況が特記事項又は医師意見書の内容（審査会における認定調査員及び医師の発言を含む。以下同じ。）等によって新たに明らかになった場合は必要に応じて修正を行うことができる。

1) 既に当初の一次判定結果で勘案された心身の状況

(1) 一次判定で活用した項目と一致する特記事項の内容

特記事項の内容が一次判定で活用した項目の結果と一致し、特に新たな状況が明らかになっていない場合は、その内容に基づいて一次判定で活用した項目の一部修正を行うことはできない。

(2) 一次判定で活用した項目と一致する医師意見書の内容

医師意見書の内容が一次判定で活用した項目と一致し、特に新たな状況が明らかになっていない場合は、その内容に基づいて一次判定で活用した項目の一部修正を行うことはできない。

2) 根拠のない事項

特記事項又は医師意見書の内容に特に記載がない場合は、記載されていない内容に基づいて一次判定で活用した項目の一部修正を行うことはできない。

【別紙2】

二次判定で変更できないケース

以下の事項に基づいて一次判定の結果の変更を行うことはできない。ただし、特記事項、医師意見書の内容から、審査対象者に必要とされる支援の度合いが、一次判定の結果が示す区分等において必要とされる支援の度合いと比較し、より多い（少ない）支援を必要とすると判断される場合は、一次判定の結果の変更を行うことができる。

1) 既に当初の一次判定結果で勘案された心身の状況

(1) 一次判定で活用した項目と一致する特記事項の内容

特記事項の内容が一次判定で活用した項目の結果と一致し、特に新たな状況が明らかになっていない場合は、その内容に基づいて一次判定結果の変更を行うことはできない。

(2) 一次判定で活用した項目と一致する医師意見書の内容

医師意見書の内容が一次判定で活用した項目の結果と一致し、特に新たな状況が明らかになっていない場合は、その内容に基づいて一次判定結果の変更を行うことはできない。

2) 根拠のない変更

特記事項又は医師意見書に特に記載されていない状況を理由として一次判定結果の変更を行うことはできない。

3) 必要とされる支援の度合いとは直接的に関係しない事項

審査対象者の年齢など、必要とされる支援の度合いとは直接的に関係しない事項を理由として一次判定結果の変更を行うことはできない。

4) 心身の状況以外の状況

障害支援区分は、障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す区分（法第4条第4項）であり、その判定に当たっては、下記の（1）～（4）のような心身の状況以外の状況については、考慮事項とはならない。なお、これらの事項は、障害支援区分認定後、支給決定の段階において、障害支援区分とともに、サービス量等について検討する際に勘案されることとなる。

（1）施設入所・在宅の別、住宅環境、家族介護者の有無

施設入所しているか又は在宅であるか、審査対象者の住宅環境、家族介護者の有無を理由として一次判定の結果の変更を行うことはできない。

（2）抽象的な支援の必要性

特記事項又は医師意見書に、「支援の必要性が高い」等の抽象的な支援の必要性に関する記載のみがあり、具体的な状況に関する記載がない場合は、その内容を理由として一次判定の結果の変更を行うことはできない。

（3）審査対象者の希望

特記事項又は医師意見書に、「本人は介護給付を希望している」等の記載があることを理由として一次判定の結果の変更を行うことはできない。

（4）現に受けているサービス

特記事項又は医師意見書に、「現に障害福祉サービスを受けている」等の記載があることを理由として一次判定の結果の変更を行うことはできない。